



※各係単位での回覧をお願いします。

回 覧 ※管理職の方々にも回覧をお願いします！ 組合分会長

速報性の向上のために、速報の配布数は、係単位での枚数で配布しています。

## 定年延長の POINT を再度お伝えします

### POINT.1 定年延長のスケジュール

定年年齢→ 生年月日↓	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
	定年60歳		定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳	
	2022.3.31 退職	2023.3.31 退職	退職者 なし	2025.3.31 退職	退職者 なし	2027.3.31 退職	退職者 なし	2029.3.31 退職	退職者 なし	2031.3.31 退職	退職者 なし	2033.3.31 退職
1961年度生まれ 1961/4/2～1962/4/1	60歳 退職	61歳 現行再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
1962年度生まれ 1962/4/2～1963/4/1	59歳	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
1963年度生まれ 1963/4/2～1964/4/1	58歳	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳				
1964年度生まれ 1964/4/2～1965/4/1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳			
1965年度生まれ 1965/4/2～1966/4/1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳		
1966年度生まれ 1966/4/2～1967/4/1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職	65歳	
1967年度生まれ 1967/4/2～1968/4/1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

図1:段階的定年引き上げ早見表

※制度完成までの間、暫定再任用制度により1年の任期を更新して65歳まで働くことができる

※60歳に達した日以後、退職して定年前再任用短時間勤務職員となることのできる（任期は定年退職日まで）

### POINT.2 60歳を超える職員の賃金

#### ① 級・号給の格付け

・60歳に達した職員の給料表の位置づけ(級・号給)は、4月1日以降も基本的には変更はない。ただし、役職定年(副課長以上)の場合は除く。

(例) 60歳3月31日: 5級90号給→4月1日以降: 5級90号給

#### ② 給料月額

・現在の級号給に対する給料表上の金額の **70%の支給**となる。

60歳超職員の給料月額=現在の級号給の給料月額×70%

(例) 5級90号給の職員の給料月額

=392,300円×70%≒274,600円(50円未満切り捨て)

#### ③ 諸手当

・扶養手当、住居手当、通勤手当などは60歳前職員と同額

・地域手当、超勤手当、期末手当、勤勉手当など、給料月額に連動する手当は、給料月額の70%の額を基礎に算出

### POINT.3 定年前再任用短時間勤務制度

・60歳に達した日以降、希望する職員は定年退職日前に退職し、定年前再任用短時間勤務を選択することができる(ただし、常勤には戻れない)。

・任期は、定年退職日に当たる日まで

・給与、勤務時間等については、現行の再任用(短時間)勤務と同じ取り扱い。

・現行の再任用と同様に級格付けは退職時にリセットされ、改めて格付けが行われる。

裏面  
図2参照

## POINT.4 暫定再任用制度

図2: 定年引き上げ勤務イメージ

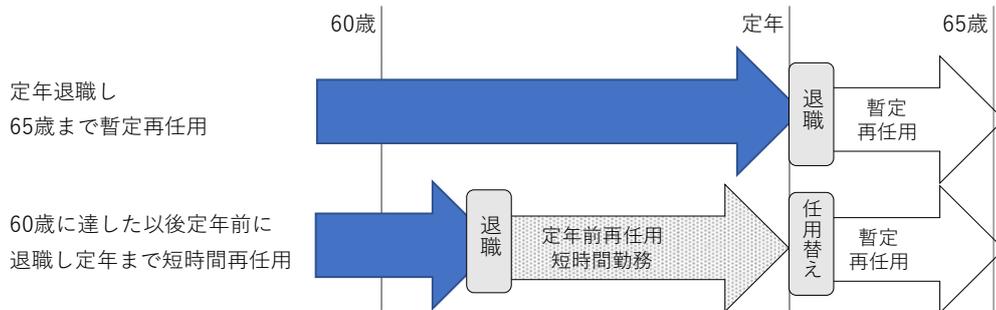
図2参照

- ・ **段階的な定年引き上げ期間中**は、65歳までの継続勤務が可能となるよう措置される。
- ・ 定年引き上げの制度完成までの暫定的な措置となる。
- ・ 任期、給与、勤務時間等の仕組みは、**現行の再任用制度と同様**

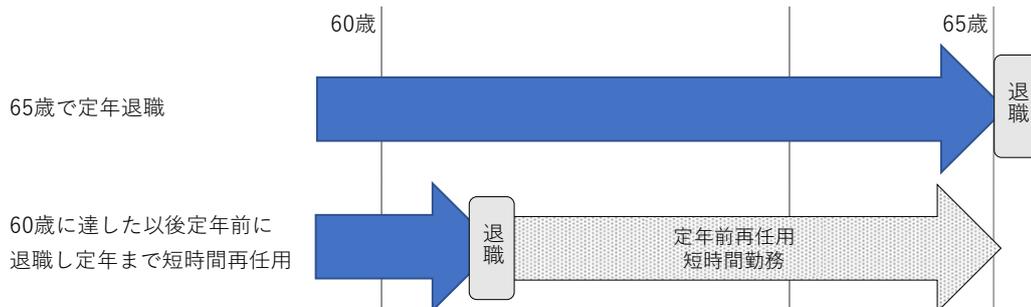


制度完成(2032年度)までは3つの働き方が存在するということだね!

### ●段階的定年引き上げ期間中の勤務イメージ (2023年度～2031年度)



### ●制度完成後の勤務イメージ (2032年度以降)

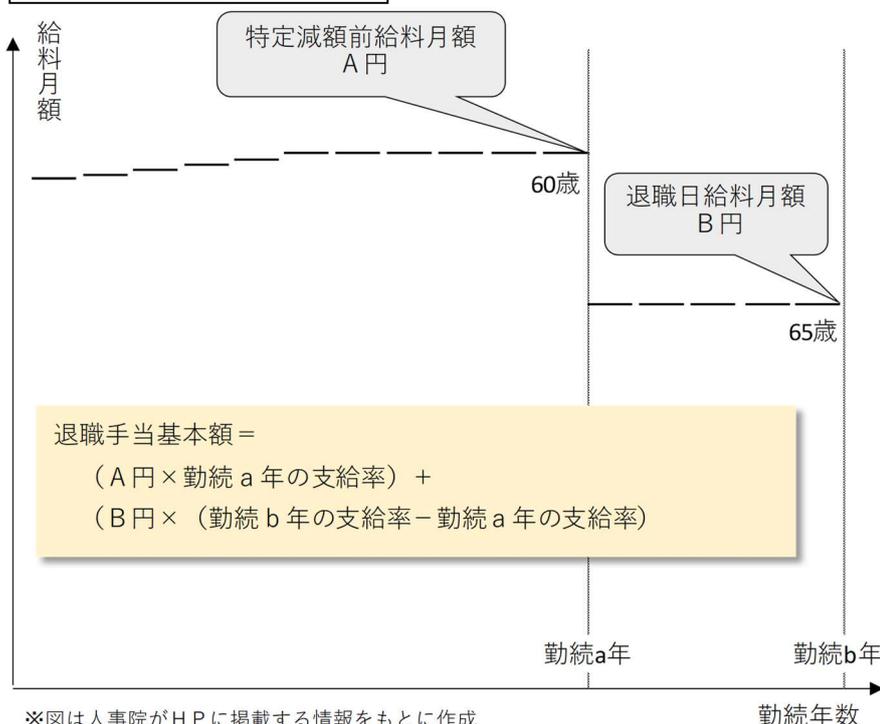


## POINT.5 退職手当の取り扱い

図3参照

- ・ 当分の間、60歳に達した日以後、定年までの間に退職した職員の退職手当については、職員が不利にならないよう、**退職事由を「自己都合」ではなく「定年」を理由とする退職と同様に取り扱い算定する。**
- ・ 退職手当の算定にあたっては「**ピーク時特例**」が適用され、定年退職時の給料月額(70%水準)のみで算定するのではなく、**60歳の年度までの期間と、給料月額が70%となる期間とに分けて計算され、これを合算した額で算定される。**
- ・ 従って、定年の引き上げにより給料月額が**70%水準となることに伴う退職手当のマイナス効果はない。**
- ※ 定年退職時の支給率において、勤続35年以上は最高支給率で頭打ちとなるため、60歳時点で既に35年以上の勤続年数となる場合は支給額に変化はない。
- ※ **逆に勤続年数が35年に満たない場合は、定年年齢が引き上げられた期間分が勤続年数に加わるため、その分がプラス効果となる。**
- ※ 上記の退職手当基本額に60月分の調整月額(退職手当調整額)が加算された額が退職手当額となるが、定年年齢が引き上げられたことで**退職手当調整額が増加する場合もある。**

図3: 退職手当のピーク時特例



※図は人事院がHPに掲載する情報をもとに作成

## POINT.6 役職定年制 (管理監督職勤務上限年齢制)

- ・ 管理監督職(管理職手当がある者: **福井市では副課長級以上**)に就いている職員が「役職定年年齢」に達した場合、その日以降最初の4月1日までの期間(異動期間)に**他の職(管理監督職以外の職)に任用替え(降任又は転任)**する。
- ・ 役職定年年齢に達した職員は、異動期間が終わってから、**新たに管理監督職に就くことはできない。**
- ・ ただし、**例外あり。**

【推薦】ご支援をお願いします!  
 第26回参議院議員選挙自治労組織内候補  
 全国比例区

鬼木 まこと 氏

